農地中間管理事業　機構集積協力金

平成　　年度版

機構集積協力金の交付要件チェックリスト

所有者氏名

機構集積協力金(経営転換協力金・耕作者集積協力金)の交付を受けるためには、以下の交付要件を全て満たす必要があります。ご自分の農業経営や所有する農地の状況等を踏まえてチェックしてください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | チェック欄 |
| ①　農地の所有者または相続後自ら農業を行わない農地の相続人であること | → |  |
| ②　遊休農地を所有していないこと、また、今後発生させないこと（所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明した場合を除く） | → |  |
| ③　違反(無許可)転用をしていないこと、また、今後違反(無許可)転用をしないこと | → |  |
| ④　所有している農業振興地域内の農地を今後10年以上、農地中間管理機構へ貸し付けることができること。 | → |  |
| ⑤　貸し付ける農地について、機構に貸し付ける日の1年前の時点から、所有権に基づき自ら耕作をしている農地又は農作業委託(特定農作業委託を含む)によって適正な管理を行っていること(貸付(予定)日：平成　　年　　月　　日) | → |  |
| ※　特定農作業受委託契約農作業を委託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいいます。①　稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀②　麦・大豆については、耕起・整地、播種及び収穫③　その他の作目にあっては、①及び②に準ずる作業 |  |  |
| ⑥　（現在、農地を借りている場合）農業経営を目的として農地の利用権の設定を受けている農地又は農作業を受託している農地については、契約を解除すること(廃止しない部門の経営に関する農地の契約については除く) | → |  |
| ⑦　交付決定後10年間は、農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託は行わないこと(廃止しない部門の経営に関する農地の契約については除く) | → |  |
| ⑧　過去に経営転換協力金を受けていないこと | → |  |
| ⑨　本年度、耕作者集積協力金の交付を受けていないこと | → |  |
| ⑩　戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（H24.2.8付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）別記２及び担い手への農地集積推進事業実施要綱（H25.5.16付け25経営第432号農林水産事務次官依命通知）別記１に基づく経営転換協力金を受けていないこと | → |  |

※協力金対象農地の貸付を途中解約した場合は協力金返還の対象となりますので、ご了承ください。

裏面へ

新規集積農地のチェックリスト

機構集積協力金の交付対象農地が新規集積農地かどうかで、交付額、交付の有無が変わります。

|  |  |
| --- | --- |
|  | チェック欄 |
| ①　平成　　年1月1日から平成　　年12月31日までに機構法第18条第4項に基づき県知事が認可した農用地利用配分計画により担い手に賃借権の設定等を行った（行われる）農地であること | → |  |
| ②　農地の所有者は担い手ではないこと | → |  |
| ※　担い手次のいずれかの経営体をいいます。１　認定農業者①　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体。②　基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人。２　認定新規就農者基盤強化法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体。３　基本構想水準到達者年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体。４　集落営農経営次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営。①　基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体。②　複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織。 |  |  |
| ③　機構に貸し付けられる日の前1年以内に担い手に賃借権の設定を行っていない、もしくは特定農作業受託をしたことがない農地であること | → |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　現在、自作している全ての農地を農地中間管理機構へ貸し付けることができること※農業振興地域以外の自作地、機構が借り受けなかった自作地等を含まない、合計10a未満の自家消費用の自作地を除く。 | → |  |
| 現在、自作している農地の内、廃止する部門の全ての農地を農地中間管理機構へ貸し付けることができること※農業振興地域以外の自作地、機構が借り受けなかった自作地等を含まない、合計10a未満の自家消費用の自作地を除く。 |  |  |
| ①　農業振興地域の区域内であって、現在、「所有して耕作している農地（自作地）」又は「利用権設定を受けて耕作している農地」が、以下のア、イ、ウのいずれかに該当すること。【自作地：農業振興地域の区域内の農地で、機構に貸し付ける日の1年前の時点から、所有権に基づき自ら耕作をしている農地又は農作業委託によって適正な管理を行っていた農地】 | → |  |
| ア　農地中間管理機構が借り受けている農地に隣接していることイ　農地中間管理機構が公表している「借受希望者応募情報」に記載された借受希望者が経営する農地に隣接していることウ　以下のいずれかに該当する、一連の農作業の継続に支障が生じない農地であることa. 畦畔で接続する２筆以上の農地b. 農道又は水路等を挟んで隣接する２筆以上の農地c. 各々一隅で接続する２筆以上の農地d. 段状に接続する２筆以上の農地e. 借受希望者の宅地に接続している２筆以上の農地 |  |  |

・交付の可能性がある協力金

『経営転換協力金(リタイア)　・　経営転換協力金(部門減少)　・　耕作者集積協力金　・　なし』

・貸し付ける農地の状況

『　全て新規集積農地・　新規集積農地と非新規集積農地・　全て非新規集積農地　』